

一 寺 社

大嶋雲八

蓬乘院

I 寺社領

一 神明社除地御墨付

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 元禄四年(一六九二)に、領主大嶋雲八(四代義也)から出されたもので、太部古天神社(中川辺)境内にある神明社の租税を、従来どおり免除するとの証文である。

御墨付

神明社地如先規令免除畢、前之通不可有相違之状如件

元禄四年二月十四日 御判

一 寺 社

二 妙雲寺石高寄進状

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 安政三年(一八五六)に、一〇代大嶋義直から出された妙雲寺(中川辺)境内年貢高の寄進状で、併せて、稻荷社山林の租税も、従来どおりとするとの証文である。

当寺境内高六石壺斗四升之所、令寄付畢、並稻荷社山林如先規進退可有之状如件
安政三辰年四月

妙雲寺

(大嶋)
大帯刀義直(花押)

三 妙雲寺扶持米請取書

○川辺町所蔵
(西村家文書)

御当番
西村重右衛門様

妙雲寺印

戌十二月廿二日

(解説) 年号は不詳であるが、大嶋氏領地の年貢米から、妙雲寺(中川辺)の扶持米を交付したときの請取書であり、支給はすべて金銭にて授受されている。なお、靈光院とは、五代大嶋義房のことである。

覚

一 御扶持米 当寺三人分
則当年拾三ヶ月

此内壹石五斗七升八合八勺御借上ケ

引て三石九斗七升七合四勺

一米壹斗貳升

内貳升引て壹斗 靈光院殿御齊米

一 玄米貳斗

内壹斗 中村氏より御齊米

三口合ノ代金

九兩壹分貳朱ト錢七百七拾貳文

右之通慥ニ頂戴仕候以上

Ⅱ 達 示

四 諏訪神社祢宜約定書

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 寛政一一年(一七九九)に、米田一〇か村の総社諏訪神社(美濃加茂市)の祢宜交替が行われた。そのさい、神事・祭礼などの取り決め事項が、八箇条にわたって明記され、それを新祢宜が一札形式で、一〇か村の庄屋に提出したものである。

一札

一米田之庄拾ヶ村惣社、諏訪大明神祢宜、山本村父茂太夫相勤来候処、茂太夫儀御村々思召ニ難相叶、彼是及出入、殊ニ病身故難相勤候ニ付、細目村各務勘兵衛殿御取扱ニて、御村々御納得被下、祢宜役今般

一 寺 社

私ニ相勤候様ニ相成、委細承知仕忝奉存候、然上ハ明神之儀ニ付、諸事取扱方以来是迄之通、左ニ書付
一 神事、祭礼之節ハ、是迄之通神主房藏殿より末座ニ罷在、諸事先々之通可仕候

一 御神前鍵之儀、従先年山田家ニ御所持之处、近代茂太夫方ニ御預り来候故、是又以後私御預り申候、尤此已後不筋之儀仕出候ハハ、御差図次第何時ニても御戻し可申候

一 明神参物之儀、是迄親茂太夫え被下候処、是迄之通私え被下候旨致承知候、右之儀ニ付以後不筋仕出候ハハ、思召次第ニ可仕候

一 □□之儀も房藏殿方思召ニて、親茂太夫代迄相勤来候付、是迄之通私ニ相勤候様、被成下承知仕候、是以向後不筋之儀仕候ハハ、思召次第ニ可仕候

一 明神境内枯木等至まで、猥ニ伐採申間敷候、尤枯木等出来仕候節ハ、房藏殿と申合、夫々村役人中え相届候上ニて取斗可申候

一 燈明田之儀、房藏殿方思召ニて、前々より西諏訪坂と申所、是迄茂太夫所え御預り申置候ニ付、是以只今迄之通、私え御預り申置候、尤此以後右之儀ニ付

ても、不筋之儀仕出候ハハ、思召次第可仕候

一茂太夫屋敷敷下控之外、林山之内こた山平之儀も、

房藏方思召ニて、前々より御預居申候て、薪等仕候

処、是以前々之通ニ、被成置被下候由承知仕候、尤

此已後右之儀ニ付ても、不筋之儀仕候ハハ、思召次

第三可仕候事

右八ヶ条之趣承知仕、此已後急度相守可申候、為後証

仍て如件

寛政十一年未七月

加茂郡山本村茂太夫伴

印形出来不致候
ニ付茂太夫代印 鍋 吉㊦

右鍋吉一札差出候通、相違無御座候以上

右村庄屋

甚左衛門

同 庄屋

弥五右衛門

同 組頭

定右衛門

信友村庄屋

喜右衛門殿

福嶋村庄屋

半十郎殿

今村庄屋

嘉右衛門殿

上飯田村庄屋

多藏殿

西脇村庄屋

助殿

源 下飯田村庄屋

銀右衛門殿

枋井村庄屋

作十郎殿

則光村庄屋

孫 七殿

為岡村庄屋

弥平次殿

山本村庄屋

同 弥五右衛門殿

同 甚左衛門殿

下飯田村庄主

房 藏殿

同伯父後見

兼 藏殿

右出入内済之儀、綿織地方御役所え相伺為致下済候、
付てハ前件之通、聊相違無之候以上

細目村

各務勘兵衛

五 縣神社祢宜交替一件願書

○町内下麻生

多田健次郎氏所藏

(解説) 文化二二年(一八一五)に、常主院・真藏院(下

麻生)が祢宜交替に關して提出した願書である。縣神社(下麻生)の祢宜は、從來兩院が担当してきたが、今回、新規に交替が行われようとしている。そのようなことになれば、兩院とも生活に困窮するとの内容の願書で、支配所に提出している。

御内々御達申上候御事

一 当村惣産神縣大明神勸請已来、神事・祭礼等先年より、私共兩院にて相勤来候、然処此度当社ニ火灯シ、俗を以新規ニ祢宜取立、支配為致申度様子にて、村方役人兩三人發起仕候て、既当御奉行所え御願申上候趣、内々承知仕候、左様之儀御聞濟被下置候て、弥々新規祢宜取立等仕候てハ、私共先年より勤来候古格等相達、諸事村方神用等も薄ク、且方用ひ減少ニ及自衰微仕、已ニ兩院相続難仕様子ニ、乍恐奉存候故、無扨御内々御達御願申上候、右憐愍之上御聞届被下置、新規祢宜取立之儀、御差留被下置候ハハ、難有可奉存候、当時ハ火灯シ祢宜ニ御座候ても、若一末々官職等も仕候得ハ、兩院共弥以村方助力薄ク、渡世兩院滅亡ニも及可申哉と、甚以大難渋仕候、何

卒御憐愍被指加候て、新規之取立之儀、御差留被下置候様、寺社御奉行所え被仰上、被下置候ハハ、於私共重々難有仕合可奉存候、右之趣御内々御達申上候、御聞濟被下置候様奉願上候、依之御内々御達申上候以上

文化十二年亥五月十一日

加茂郡下麻生村
常主院印
同 郡同 村
真藏院印
修驗方
御支配所

六 諏訪大明神取暖一札

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 文政三年(一八二〇)の諏訪神社(美濃加茂市)に關するものである。なんらかの理由で行き違いがあり、仲介者により和談が成立したときの、一〇か村庄屋の連名一札である。

差出申一札之事

一 米田之庄拾ヶ村惣社諏訪大明神、祢宜役茂太夫倅鍋吉相勤来候処、去ル享和三亥年茂太夫と心得違不調法仕、其節鍋吉も取斗方不行届、旁右祢宜役引離是迄入組居申候付、今般各方御取暖御挨拶被下、神主山田信濃正初無故障和談仕、事済いたし候上ハ、拾ヶ村為之何事ニよらず、以来少しも申分無御座候、為後証連印指出申処一札仍て如件

文政三年辰十月

加茂郡山本村庄屋

勝 平 弥代 治 伊兵衛 友治郎 宇兵衛 太藏 上飯田村庄屋 栃井村庄屋 作右衛門 西脇村庄屋 定右衛門 今村庄屋 嘉右衛門 下飯田村庄屋 弥三右衛門

上古井村御取暖人 座馬栄左衛門殿
下麻生村御取暖人 篠田彦三郎殿

七 虚無僧取締証文(一)

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 天保一〇年(一八三九)に、遠州(静岡)の普

大寺から出された虚無僧取締りの証文である。近年、虚無僧が村々を回って不当な要求をしているので、そのような場合は、この証文によって断るか、最寄の寺に連絡するよう要請したものである。

普化宗門取締証文

朱印

一 近年虚無僧躰之者其村方え罷越、不法難題之儀申掛候ニ付、役用並ニ農業之妨ニ相成、且非常之雜費及出来、彼是取扱方ニ被致迷惑候ニ付、無扨当宗門取締吹笛留之儀被頼出候処、則致承諾候、然ル上は以

来右等之者罷越、若法外之儀申掛候節は、証文之趣
為申聞可被相断候、其上不相用法外申募り候節は、
其所ニ留置、於最寄寺方出張所、或は旅宿え可被申
越候、然ル時は役儀之者及出張兼日、従公儀被仰渡
候、以宗掟聊村方之厄害無之様、嚴重ニ取捌可申段、
仍之為後日証文差入置申処如件

天保十己亥年十二月

遠州濱松

鈴沢山

普大寺朱印

役僧印

石神邑

御役人中

八 虚無僧取締証文(二)

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 天保十一年(一八四〇)に、甲州(山梨)の明

一 寺 社

暗寺から出された虚無僧取締りの証文である。このような
取締証文は、各村々からの苦情によって、虚無僧管轄の寺
が、全国的に出したものと推定できる。

普化宗門取締証文

朱印

一 近年虚無僧鉢之者、村々え罷越不法難題之儀申掛、
役用並農業之妨ニ相成、彼是取扱方被致迷惑候ニ付、
取調之儀被願出、双方勝手を以吹笛修業止宿等為致
遠慮候、然ル上ハ御用宗用之外、右等之者罷越法外
之儀申掛候ハハ、拙寺出張所又は旅宿え可申越候、
左候得は役儀之者致出張、宗門之仕置可申付候、聊
村方え厄介相掛申間敷候、仍て為後日証文差入置申
処如件

天保十一庚子年三月五日

甲州巨摩郡乙黒

明暗寺朱印

石神邑

御役人中

九 妙雲寺住職引退届(一)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

妙雲寺

惣御檀家中

妙雲寺隠居

寛童院

(解説)

(一)は天保一四年(一八四三)に、妙雲寺(中川辺)住職引退にともなう、後任者就任までの取り扱いを明記したものである。(二)は暫定住職自身が、後任住職就任までの間、勤めることを一札形式で差し入れたもので、いずれも檀家あてとなっている。

差入申一札之事

一 拙僧老衰病氣ニ付、妙雲寺住職難相勤、右ニ付隠居奉願候処、御聞濟ニハ御座候得共、後任霜月下旬なうてハ図り不申候ニ付、夫迄拙僧弟子要儀差出、妙雲寺為相勤申候、然ル上は要儀身分之儀は、拙者引受申候間、如何躰之義出来候共、御沙汰次第拙僧罷出、御檀家中え少も御苦勞掛申間敷候、為其仍て如件

(癸卯)
天保十四卯年壬九月

一〇 妙雲寺住職引退届(二)

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

差入申一札之事

一 今般妙雲寺当住寛童院老衰病氣ニ付、隠居仕度奉願則後住来ル霜月下旬被参候、夫迄寛童院弟子之儀ニも候間、拙僧妙雲寺相勤申候、右後住被参候ハハ、何時ニても拙僧儀は引払可申候、為後日仍て如件
(癸卯)
天保十四年卯年壬九月

要儀(花押)

妙雲寺

惣御檀家中

一一 諏訪神社諸事熟談書

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 弘化四年(一八四七)に、米田一〇か村の総社

諏訪神社(美濃加茂市)の取り扱いについて、神主・祢宜・庄屋の間で行き違いがあった。そのため、光徳寺・正宗寺が仲介となり、神社の鍵・棟札などの管理方法について、取り決めたときの合意書である。

弘化度済口記録

今般拾ヶ村惣社諏訪大明神、御棟札認方之儀より事発し、不残之棟札拝見可致旨、拾ヶ村役中申立候処、信濃正返答ニ付、惣役人中並茂太夫銘々存寄申立候間、ややもすれば、其御筋々へ願立ニも、可相成程之理ニ押移、不容易義故、下飯田庄屋並信濃正、当寺え取暖方願出し候ニ付、委細承届候処、信濃正之申条、其理不当之評柄も有之候故不取敢、拾ヶ村庄屋中茂太夫於光徳寺、内会相催及熟談候処、惣役人中已来取締、向

後難無之様相治申候ハハ、意味は当寺へ貰ひ熟済談判之上、左之通取計申件之覚

一 神前鍵之儀ハ、先年定りも有之候故、今般准其迄茂太夫方え預置、若不筋之義有之候ハハ、其節十ヶ村談判之上取片付候筈

一 御棟札之義、去巳年上葺之棟札壹枚正面ニ立置、余は不残新規ニ箱を拵へ相納、錠封式ツ整え、壹ツハ信濃正預、壹ツハ茂太夫鍵預、若入用之節は兩人立合開錠仕、用事相弁候上立合相改、如先錠封いたし候事

一 右之通新規ニ箱入いたし、兩人預り之書付七ヶ村へ壱通、三ヶ村へ壱通差出置筈

一 御供田並こた山ハ、先年済之様ニ准シ可申旨、信濃正へ申談、無故障之旨致承知、茂太夫へ預り可申筈
一 信濃正一己之了簡を以、棟札不残私宅へ致持来置候段、茂太夫より追て可及掛合心組之図、是以意味ハ当寺貫、茂太夫より先年、信濃正並拾ヶ村庄屋宛ニて、差入置候七ヶ条之証文、今般茂太夫え差戻方、信濃正及拾ヶ村え示談候処、話方之儀ニ付、惣方無故障差戻方納得之上則今日及返却、已来同職同柄格

別心魂ニ申合、神務可取計事

右件々之廉を以、惣方無故障納得熟済相整、列座村役人初神職、穩和之評量済口ニ相成候故、則今月今日於神前不残棟札令拝見、各々悦喜之至を催、目出度篋ニ相納メ、重て異論無之様誓て此条致筆記者也

弘化第正星舎同未冬極月十日

現職光徳寺

密頭崖（花押）

同 正宗寺

節抱山（花押）

右記録之通、惣方立合之上致治定候条、聊相違無御座候、依て列座之もの連仕処如件

神主	下飯田村	山田	信濃正
称宜	山本村	矢野	茂太夫
	山本村庄屋	弥右衛門	
	則光村庄屋	儀兵衛	
	為岡村庄屋	弥平治	
	信友村庄屋	酒向久左衛門	
	西脇村庄屋	佐市	

一二 藥師堂管理記録

○町内福島

福島区所蔵

（解説）

年代は不詳であるが、藥師堂の管理人交替の経緯と、その敷地の新旧の地主、年貢のこと、並びに今後の取り扱いについて、支配所に届け出たものである。なお、堂守が親子二代にわたっていることがうかがい知れる。

乍恐口上書以進申上候御事

一 当村私組下知積院と申山伏、去戌春病死仕候故、其

右順次不同

今村庄屋	利兵衛
栃井村庄屋	三右衛門
福嶋村庄屋	定右衛門
下飯田村庄屋	金吾
上飯田村庄屋	野村忠右衛門

節吉田作之丞様之庄屋弥平と申者、右注進ニ罷出候、清寿院御役人良宝院被仰候ハ、右知積院ハ、堂宮之控等ハ無御座哉と御尋御座候、右弥平申ニハ、薬師堂老宇堂守仕居候ヘ共、是ハ前々より村控ニテ御座候、享保十五戌年当村愛岩山之願ひニ付、寺社之御帳面御吟味段々被成候共、其節迄当村ニ加茂明神より外、壹社老宇も無御座候、然共万一、寺社之御帳面ニ御座候て、間違之筋も御座候ハハ、御吟味被遊早速被仰聞被下候様ニ、念を入両度迄罷出、御願申上置罷歸り申候

一 其後何之御沙汰も無御座候故、私罷出良宝院え御尋申上候、先達て御注進申上候知積院病死之注進、先達て御願申上候通御済被成下候哉と、御尋申上候ヘハ、良宝院被仰候ハ、其分ニテ無故障相済申候と被仰聞、右注進一件ハ相済申候

一 其後知積院倅圓藏も、役目相統之御願申上呉候様ニ頼申候故、清寿院様御役所ヘ御願申上、右役所より御指図案文請願書を相認、九兵衛私判形ニテ入門願相済、圓藏を知積と改名仕相済申候

一 当村薬師堂古敷地ハ村除ニテ本地御座候、只今被成

御座候所ハ、中村又藏様御知行所、茂右衛門屋敷控畑之内、定米式斗四升ッ年貢を村方より出し、受地ニ被成御座候、右地主茂右衛門と知積と、右新敷地に付彼是申分出来仕候て、茂右衛門ハ本地ヘ御戻し呉候様ニ、段々村方ヘ願御座候、知積ハ私控薬師ニテ御座候由申、清寿院様え御願申上候、依之右清寿院様御役人より、知積入門願直し候様と、段々被仰聞候得共、敷地違乱ニ付村中無故障得納と申、願書奥判ハ得不仕候、殊ニ中村又藏様・庄屋市郎治・地主茂右衛門、右兩人より今之敷地ニ障り之義ニ御座候ハハ、判形ハ御無用ニ被成被下候と被申候、依之先達て清寿院様え、村中無故障得納仕候迄、入門願直シ之儀御指延被下候様ニ、書付以進御断申上置候

一 薬師新敷地之儀ハ、中村又藏様御知行所、茂右衛門屋敷控畑之内、定米式斗四升ッ村方より御年貢相勤受地ニ御座候、然所地主茂右衛門より村方ヘ願御座候ハ、近年私不勝手ニ罷成遠畑受作仕、通いニも甚難儀仕候、依之右掟置候畑手作ニ仕度由、村方ヘ段々願御座候、夫付村中よせ茂右衛門願之筋申通し候处、百姓中申候ハ受地之儀ニ御座候ヘハ、地主勝

手次第二可被致と申候、其意茂右衛門方へ申通し置候

右書上申候通相違無御座候、乍恐御覽被為遊被下置候ハハ、難有可奉存候以上

子四月

加茂郡福嶋村庄屋
久右衛門

土岐市右衛門様

Ⅲ 造 宮

一三 虚空蔵堂修復願

○町内下吉田

下吉田区所蔵

〔解説〕 宝永八年（一七一）の虚空蔵堂（下吉田）修復にともなう記録である。この堂宇は一九年以前に建立されたが、破損が著しいため今回修復するというもので、そのため開帳を行いたいと願っている。

奉願候御事

一 虚空蔵菴堂式間四方柿葺村控

右虚空蔵菴、先年ハ堂退転仕候ニ付、拾九年以前酉年御願申上、右之通堂建立仕、則拾七年以前亥年御断申上、八月朔日より同廿一日迄三七日之間、入仏為供養開帳仕候、拾九年以前之儀御座候得は、堂殊

外破損仕候ニ付、来ル二月十三日より同三月三日迄、三七日之間開帳仕度奉願候、願之通被仰付被下候ハ、以其助力右堂修復仕度奉存候、尤他国他領之寄進奉加僥無御座候、村中納得仕、何方ニも故障無御座候間、願之通相叶申様、寺社御奉行所え被為仰上被下候ハ、難有可奉存候以上

宝永八年卯正月十五日

濃洲加茂郡下吉田村庄屋

加右衛門印

同村組頭

助右衛門印

三宅善八殿

一四 太部古天神社修復願

○川辺西小学校所蔵

(解説) 享保八年(一七二三)に、川辺・栃井両村の村役人から、領主大嶋氏に出された寄付金の願書である。太部古天神社(中川辺)の拝殿が、大風で被害を受け、今回新規に建立したい。それについて従来は、石神・鹿塩・川辺・栃井の四か村が氏子であったが、現在は川辺・栃井の二か村のみとなり、負担が過大となるため、先例にならつ

て寄付金の拠出を願いたいとある。

乍恐書付以奉願候

氏神御寄附之御事

天神御宮

舞堂拝殿

天王御宮

先殿様

茂兵衛様

慶長拾四年己酉六月御建立

御本社

妙雲様

慶長拾五年庚戌十二月御建立

右御奉行

千田三右衛門殿

舞堂拝殿上葺御願主

先殿様

茂兵衛様

寛永拾壹年甲戌九月

御奉行

中村平右衛門殿

舞堂拝殿上葺御願主

先殿様

雲八様

明暦四年戊戌九月

御奉行

中村善左衛門殿

舞堂拝殿上葺御願主

先殿様

出羽守様

天和三年癸亥七月

御奉行

高橋儀右衛門殿

右之通棟札ニ御書記御座候

一 御本社舞堂拝殿惣社御建立被為遊候、依之毎年御祭

札料米壹石式斗宛、今以被下置候、並惣社上葺之節、

御寄付被下置候、御例法にて天和三亥年、惣社上葺

御修理之節迄も、御寄付金子拾兩被下置候、其頃ハ

石神村・鹿塩村・川辺村・栃井村四ヶ村にて、修理

等仕候、其後宝永七寅年及破損、舞堂上葺仕候節、

前々之通御寄付之儀御願申上置、拝殿は当分雨凌ニ
茅葺仕置申候、時節ヲ以御願可申上と奉存候所ニ、
去ル八月大風にて拝殿吹潰シ申ニ付、此度御願申上
候、先年は御寄付被下置、其上右四ヶ村にて相続仕、
惣社一同ニ修復等仕候得共、只今は川辺村・栃井村
ニヶ村にて、氏子困窮仕候故、右之通御座候御事
一 拝殿去寅八月、大風にて吹潰シ、木柱ことごとク折
レ損シ、此度拝殿は新規ニ被立申事ニ御座候へは、
氏子之難及力、前々之通御寄付被下置、御願ヲ以末々
迄、相続仕度御願申上候御事
一 右之通古来より上葺修復之節ハ、御寄付被下置候儀
ニ御座候得は、被為聞召分、古来之通被下置候は、
難有可奉存候以上

享保八年卯正月

川辺村神主 梅太夫印
同村庄屋 助十郎印
栃井村庄屋 権右衛門印
川辺村組頭 助九郎印
同断 平四郎印

為取替申書付之事

下川辺村・上古井村山続地境入会秣場、山上え今般兩村申合之上、下川辺村ニ有之候、壹尺四面愛宕社壹ヶ所、右村より奉移、社大破ニ付再建之上、兩村控ニいたし、例年正月・九月兩度、隔番桃灯拾式張ッ、献灯いたし候筈、尤右節人寄等不致筈、且後年右社修復之義ハ、隔番取斗候筈、村中一統納得いたし取極候上は、以来右社ニ付、聊違乱之筋申分等一切無之、就中右社境内ニおいて、竹木一切為生立申間敷候、為後日為取替一札仍て如件

天保六未年正月

下川邊村

百姓代

与次右衛門

年寄

藤左衛門

庄屋

嘉右衛門

上古井村

御庄屋

座馬栄左衛門殿

渡辺久兵衛殿

組頭

磯右衛門殿

頭百姓惣代

源三郎殿

佐藤太次右衛門様

吉田 金左衛門様

同 断

同 断

忠兵衛 印

新右衛門 印

惣百姓

栃井村組頭

徳右衛門 印

同 断

彦左衛門 印

惣百姓

一五 愛宕社移転による申合書

○町内下川辺

木下喜作氏所蔵

(解説)

天保六年(一八三五)に、下川辺村から上古井村に出された申合書である。両村共有の山に、愛宕社を移転し再建するについては、今後管理を交替に行い、境内には竹や樹木などは、一切植えないと約束事を書いた申合書である。

一六 養瑞寺本堂再建講願

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 嘉永二年(一八四九)に、養瑞寺(中川辺)檀家から出された五千人講の願書である。近年災害によつて本堂に被害があり再建し、さらに、かねて望んでいた寺の格式も今回昇格し、これらによつて多くの金銭が入用となつた。そのため、新たに講を開催したいとの内容である。

乍恐書付を以奉願上候

一 当村養瑞寺先年本堂再建仕候処、去ル酉年大風にて潰ニ相成、尚又再建仕候、兼て少檀之義ニ御座候故、追々借財相嵩必至、難渋至極ニ御座候、然ル処養瑞寺代々平僧ニ御座候処、何卒折柄を以底縁ニ昇進為仕度、檀家共相望罷在候処、一昨未年手続有之、右昇進等仕候処、是以格外之物入必至と差支、仕法も無御座候ニ付、今般五千人講相企申度奉願上候、尤右講之儀は、近來関地ニも御聞濟ニ相成、相続罷在

候義ニ付、万事同所え承合、仕法等仕候義ニ御座候、勿論村方故障等無御座候、其外差支候義ハ、毛頭無御座候ニ付、厚御憐愍を以、右願之通り御聞濟被成下置候ハハ、重々難有仕合奉存候以上

嘉永貳酉年八月

川辺村養瑞寺檀家

彦右衛門印

七兵衛印

伊右衛門印

佐七印

久太郎印

御役所

右之通り相違無御座候ニ付、奥印仕候

庄屋

矢嶋太兵衛印

一七 鬼子母神建立一札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 嘉永四年(一八五二)に、鬼子母神建立にとも

ない提出した文書である。その管理方法並に、敷地が借地であるため、今後の取り扱いについて、一札形式で差し入れたものである。

乍恐奉差上御請書之事

一先年鬼子母神御建立被遊候処、近来太治右衛門格別信心仕候ニ付、同人え御任セ被下置、同人隣へ尚又建立仕度奉願上候処、御聞届被成下難有仕合奉存候、然上ハ向後太治右衛門、不信心氣薄之義御座候ハハ、拙寺引請、御上様え奉掛御苦勞間敷候、勿論右場所、矢嶋八兵衛控地面ニ候得ハ、同人入用迄借受申候、右年貢御上様より御下ケ被成下、重々難有仕合ニ奉存候、為後日御請書奉上候以上

嘉永四亥年八月

太治右衛門印
セ話方

弥 平印

妙 雲 寺印

御役所

右之通今般鬼子母神様御任ニ相成、御上様え御請書奉差上候、勿論貴殿御地面御借受申候、相違無御座候、

一 寺 社

入用之節ハ、何時ニても前書之通御差支ニ仕間敷候、為後日差入申一札如件

嘉永四亥年九月

矢嶋八兵衛殿

太治右衛門印
セ話方
弥 平印

一八 虚空蔵堂屋根葺一札

○町内下吉田

下吉田区所蔵

(解説) 年号は不詳であるが、虚空蔵堂(下吉田)の屋根葺きについての一札である。請負った金額にて工事を行い、追加請求を一切しないなどとある。

御請合申虚空蔵之事

一堂長式間半、横式間、但しやねハほうきよう作、こけらにちうのき、金式両三分ニ扶持方作用くぎ共、相極請取申候、従只今取懸り、堂立次第ニ早速ふき

可申候、若損金之申候共、右相極之外ニ御訴詔申間敷候、勿論ふきごもり、棟杭少もかまい無御座候、御約束之通り板ふき用念入、御このみ次第ニふき立相渡可申候、為後日仍て如件

酉ノ七月六日

川辺村ふきや

弥四郎印

嘉右衛門殿

庄 助殿

助次郎殿

IV 祭 礼

一九 諏訪神社祭礼休止届

○町内下飯田

下飯田区所蔵

〔解説〕 文化元年（一八〇四）の、諏訪神社（美濃加茂市）祭礼取り扱いについての届書である。当神社の称宜の去就について、仲介人の介入があつたが誤解を招き、今年は祭礼を休止するとの内容である。

諏訪明神祭礼之事

一 諏訪明神祭礼之儀、当地三ヶ村当年休申度由、先達て使ヲ以申上候処、今般尾州様御役所より、三ヶ村何れ之存寄ニて休候哉聞取書付を取候由被仰付候、此段被仰聞左ニ申候

一 御祭礼之儀ニ何之故障無御座候

一 山本村茂太夫儀、拾ヶ村廻召^(カ)ニ入不申、引離シ可申之處、細目村各務勘兵衛殿取扱ニて事済仕、内済ニて山本村鍋吉称宜相勤罷有、双方故障無御座候処、去年御祭礼之節、茂太夫常々神前ニ上り不申候得共、祭礼差掛り、俄ニ立願いたし呉候様、西脇村役人被申聞候ニ付、鈴^(カ)時之儀、殊ニ村役人衆被申聞候事ニ付、何無心神前へ上り申候、右ニ付先達て勘兵衛殿、取扱と違申候由被申聞候て、諸事信濃正殿え引上、各務勘兵衛殿方よりハ、何之一左右も無御座候、去年御祭礼之節より、栃井村作右衛門殿・福島村半十郎殿、万端御預りニて罷有候処、当二月より右両人衆より、何れ内済被下候様ニ、追々御頼申上候処、当月十三日より数日押掛り、当十七日夜御返答御座候ハ、鍋吉儀廻追為致、並ニ水鉢水替・掃除・大晦日籌等為致、夫程迄致候、手前共了簡ハ最、そつと鍋吉為に相成候様致度存候得共、行届キ不申、又追々ハ何れとも可致なれ共と被仰聞候、此段此方相謀仕、手前地頭え窺御答可申上と答申候処、此段地頭地役人え窺申候処、御役人被仰聞候ハ、右茂太夫不屈之段相断、勘兵衛取扱ニ相済候得は可然、なれ共此度

之様子ニては、手前了簡行不申と被仰付候故、此由右両人衆へ直ニ申上候
右之通り御役人被仰付候故、是迄之通り当年祭礼仕候^(カ)も間と存、夫故祭礼休申度と御断申上候以上

文化元年子七月

三ヶ村庄屋

七ヶ村御庄屋衆中

二〇 春日神社祭礼取扱い

○町内鹿塩

矢田元雄氏所蔵

(解説) 文政三年(一八二〇)の春日神社(鹿塩)祭礼に関する記述である。当神社の祭礼は、従来、七組のみにて行われていたのを、古例に従って、村内上・下両組にて分担して行うように、変更したものである。

当元帳仕立候事

右ハ美濃国加茂郡鹿塩村上組・下組鎮守春日大明神・

(縣)懸大明神儀ハ、村持ニて神主・社僧等も無之、祭礼之儀ハ古来より、右七組順番ニ、当元相勤来り候処、古来之当元帳名前之子孫、夫々名前相替り候者も有之候ニ付、今般一同立会古帳ニ引合セ、当元帳相仕立、尤七組之内、年之当り番之節、其者相勤候共、又ハ一家之者相勤候共、其年之相談之上、元斗ひ可申候、依之ニ別家、夫ニハ朱書ニ致し置候、且又上下着用不致者斗りニ相成候節ハ、時之村役人より、差図を請可申候様元極申処、相違無御座候以上

右上組
新 七
又 右衛門
彦 藏
代 吉
伊 兵衛
治 郎八
金 四郎
彦三右衛門
佐 助
助 左衛門
嶋 右衛門

右当元帳、今般古帳ニ随ひ相仕立置候ニ付、立会印形致し候以上

文政三辰年八月

右村庄屋
上組 柳 藏
下組 清右衛門

二 諏訪神社祭礼取扱い

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 文政六年(一八二三)の諏訪神社(美濃加茂市)祭礼に関する記述である。上飯田村の大屋洞地区が、推進役となって祭礼行事ができないことを、下飯田村に届けたものである。

下組
清台衛門

九郎三郎

岡次右衛門

喜右衛門

作 兵衛

相頼申一札之事

一 諏訪明神様御祭礼之儀は、上飯田村之内大屋洞之儀は、前々より北方組にて、下飯田村付ニ御座候、例年打寄、米七升宛洞中より差出申候、尤其御村方御当本之節は、私し共洞迄入用割符相勤申候、然処右大屋洞至て困窮仕、当本之儀は中々相勤り不申候ニ付、是米御廻り之内は、右当本御断申候処、其御村方御納得被下候実正ニ御座候、尤打寄米之儀は、是迄之通り毎年急度相勤可申候、為後日一札仍て如件

文政六年未七月

上飯田村大屋洞
惣代 伊左衛門 印
同 村 同 断
同 村 忠兵衛 印
同 村 組頭
同 村 五兵衛 印
同 村 庄屋
利兵衛 印

下飯田村庄屋
弥之右衛門殿

二三 白山神社運営協議書

○川辺西小学校所蔵

一 寺 社

(解説) 弘化四年(一八四七)の白山神社(下川辺)運営についての記述である。従来、この神社の維持は、宮守がすべてを行ってきたが、今後は氏子が祭礼なども助力し、執り行うとの内容である。宮守の負担を軽減したものである。

済口証文連印之事

村内白山権現社之義ニ付、宮守善藏一家、織部・貢より村方之ものえ相掛、彼是差入組既ニ出願ニも可相成之処、庄屋所ニおいて、双方え異見被差加有之候処、白山宮起立之儀は、右棟札之通願主惣右衛門にて、地所は御検地之節、御見捨地ニ相成候由明細帳ニ有之、其後享保十三年右宮寄進之もの有之、建直候節惣氏子と棟札書改候得共、社内竹木之余力を以、宮守善藏方にて宮修覆、祭礼等引請来候処、追々同人及困窮、竹木等も立枯相成候ニ付、以来祭礼之節神酒之義ハ、惣氏子より相満、湯立之義は先規之通、宮守善藏方よりいたし、同人一家よりも以後助力之上、祭礼等は迄仕来之通執行、宮修覆之儀は、寄付之もの有之節、御役所え願之上、御差図可受筈にて、双方無申分和談いた

四〇

弘化四年九月廿四日

本人
織
部
印

同断 貢
相手 治郎作 印

小三郎印

長
四
郎
印

孫
七
印

平
八
印

孫右衛門印

近右衛門印

久吉印

十 喜 兵 律 印

伊 氏
助 氏

忠沙良臣

忍石街門⑤
三郎⑥

三良 三良

曾不待問④

三
六
行
(

清
四
郎
三
藏
半
助

九郎右衛門印 新 助印 藤右衛門印

甚三郎印
林左衛門印
平三郎印

茂
吉^①
儀右衛門^①
真右衛門^①

庄右衛門印 七兵衛印 常右衛門印

市右衛門印惣助印庄次郎印

宇右衛門印 佐五平印 九兵衛印

孫右衛門印
半兵衛印
林吉印

淺次文之助正作

助左衛門尉長次郎主兵衛

幸右衛門 多七 金六

庄
七印
又右衛門印
賢
吾印

六	力	夕	癩	丁
(㊦)	(㊦)		(㊦)	蔴
瀝	瘰			

台	海	台	海
五	五	五	五
衛	衛	衛	衛
門	門	門	門
①	①	①	①
六	六	六	六
兵	兵	兵	兵
衛	衛	衛	衛
①	①	①	①
左	左	左	左
功	功	功	功
①	①	①	①

五 泣 不 入 六 具 行 作 且

書之通。又周侯見目皇無之三寸、奧書、（之）置侯以

庄喜屋石衛門印

同	喜	不	同
斷	行	月	月
案	三	三	三
同	同	同	同

康乃得月®

年寄 与次右衛門 ⑩
百姓代 弥 助 ⑩

二三 八幡神社祭礼行事復活届

○川辺西小学校所蔵

〔解説〕 嘉永六年（一八五三）の八幡神社（下川辺）祭礼についての記述である。近年凶作のため、弓的行事を中止していたが、今年は復活したいと願ったものである。

（表書）

乍恐以書付御届ケ奉申上候

加茂郡下川辺村
喜右衛門
織部
与次右衛門
半右衛門
貢

一 寺 社

右は当村産神八幡宮祭礼、旧例為家格神前ニおいて、右名前之者弓的仕来ニ御座候、然ル処近来不作ニ付、当時休年罷在候処、当年ハ先例之通、右執行仕度奉存候間、此段御届ケ旁々村役人一同連印、書付を以奉願上候以上

嘉永六丑年正月

加茂郡下川辺村右本人

下川辺
御役所

七右衛門
弥 助

喜右衛門

織部 ⑩

与次右衛門

半右衛門

貢 ⑩

七右衛門

弥 助

右村百姓代 弥 助

同年 寄 与次右衛門

同 庄 藤屋 左衛門

同 断 喜右衛門

四一

二四 諏訪神社祭礼休止届

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 年号は不詳であるが、諏訪神社(美濃加茂市)

の祭礼に関するもので、今年の祭礼は三か村が休止するとの届け出である。これを巡って届け先が不在であるとか、印鑑が必要など、手続きの上で交錯したことが推定できるが、一〇か村内に、なんらかの確執があったことをうかがわせている。

一 諏訪明神様御祭礼、当三ヶ村先当年休候由、書付御取被成度由被仰聞、則書付認遣し申候処、右書付印形致し呉候様被伝聞、書付御戻し被成候処、惣て庄屋役印形物指出し候儀は、地頭御役人え任候故にて、何方へも是迄指出し候儀は、右書付御役人え窺申候処、石川様此度江戸御出府故、延引仕候間、此段書付を以申入候、窺之故御指図次第印形仕、右書付御渡し可申候、此段書付を以申入候以上

子八月十四日

三ヶ村庄屋惣代

則光村

常右衛門印

七ヶ村

御庄屋衆中

二五 諏訪神社棟札回答書

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 年号は不詳であるが、諏訪神社(美濃加茂市)

棟札の、村名書順に対する回答書である。順序については別に規定はなく、今回から書き改めたところがあるが、当該三か村と、回答七か村との間に、確執のあった結果の処置と推定される。

乍恐御請旁奉申上候御事

当村々より、御旗本瀧川主殿様御知行所、則光・為岡・山本三ヶ村氏神、諏訪大明神棟札裏書、村名認順之儀

座候、此段御賢察被成下候様仕度、仍之御請旁奉申上候以上

未七月

下飯田村庄屋 金 吾
信友村庄屋
今 村庄屋 久右衛門
西脇村庄屋 理兵衛
栃井村庄屋 与平治
福嶋村庄屋 定右衛門
上飯田村庄屋 野村忠右衛門

東篠七四郎様

御陣屋

二六 諏訪神社松飾伺書

○町内下飯田

下飯田区所蔵

ニ付、今般御召出御吟味御座候処、右ハ文化年村名認順改替候、子細と申ハ、寛政年御他領三ヶ村と入組筋有之、右一件ハ事済仕候得共、先方においてハ、意味差含候故ニも候哉、文化元子年より同八末年迄、三ヶ村斗祭礼相休、外七ヶ村ニて例祭相勤、少々ツツ之社向修復等も、先方よりハ不相構、無余儀七ヶ村において、取斗来候趣ニ申伝、且元来右諏訪神社之儀ハ、寺社御奉行所御帳洩レ相成居候処、社人山田信濃より御願申上、御帳載相成候儀ニも有之、旁七ヶ村申合之上、其砌先方えも行渡、村名順認替候との趣、先前より之申送りニて、老輩之者等聞伝居候儀ニハ御座候得共、談判之上認替候との、書類並帳記等も無之、段々御利解之趣、奉伺候てハ奉恐入候、付てハ棟札認順ニ付、祭礼式等ニ、少も相抱り候儀も無御座儀ニ付、往古仕来通三ヶ村先順ハ、認替方取斗候筈、一同熟談仕候、右ハ棟札認替之儀は全申伝迄ニて、相読も無御座候付、御理解之趣奉承伏候得共、万二三ヶ村之者共源所存等有之、村名順先規通為認替候上、仕来ニ替り候儀等申懸候共、其儀ハ一同不納得之儀ニて、後難のみ何れも心配仕候得共、万端仕来通仕候儀ハ、聊申分無御

(解説) 年号は不詳であるが、諏訪神社(美濃加茂市)

の年末松飾りについての記述である。従来不統一であったのを、今後は日時なども一定にしたいとある。

乍恐御伺旁御達申上候御事

先達て御達申上候私控、諏訪明神松飾之儀、去年ハ私飾置候例ニ、茂太夫より立置候様申上置候处、当年之儀ハ定例私より立来候、杭穴え大造之松立置候、依て飾方不行届、右例ニも難立置候付、無扨御達申上候、尤何時立置候段も相知不申候得共、私見出候は、廿五日暮方ニ見出申候、如何可仕哉、此段御伺旁御達申上候以上

西十二月

下飯田村
社人

山田信濃正[㊦]

東篠七四郎殿

御陣屋

右山田信濃正御達申上ケ付奥印仕候以上

右村庄屋
金 吾